

○ 銀行法第十六条の二第四項等の規定に基づき、従属業務を営む会社が主として銀行若しくは銀行持株会社又はそれらの子会社その他これらに類する者のために従属業務を営んでいるかどうかの基準を定める件（平成十四年金融庁告示第三十四号）

改正案	現行
<p>（銀行の従属業務を営む会社が銀行のために営む従属業務に関する基準）</p> <p>第六条 法第十六条の二第七項の場合において、従属業務を営む会社が、主として当該銀行の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準は、規則第十七条の三第一項第一号から第二十一号までに掲げる業務を営む会社について、各事業年度におけるそれぞれの業務につき、当該銀行（同項第二号に掲げる業務については当該銀行の役員を含む。）からの収入の額の合計額の総収入の額に占める割合が百分の五十を下回らないこととする。</p> <p>（銀行の従属業務を営む会社が銀行のために営む従属業務に関する基準）</p> <p>第十一条 法第五十二条の二十三第六項の場合において、銀行持株会社の子会社である銀行の営む業務のために従属業務を営む会社が、主として当該銀行持株会社の子会社である銀行の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準は、規則第三十四条の十六第三項第一号から第二十一号までに掲げる業務を営む会社について、各事業年度におけるそれぞれの業務につき、当該銀行持株会社の子</p>	<p>（銀行の従属業務を営む会社が銀行のために営む従属業務に関する基準）</p> <p>第六条 法第十六条の二第四項の場合において、従属業務を営む会社が、主として当該銀行の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準は、規則第十七条の三第一項第一号から第二十一号までに掲げる業務を営む会社について、各事業年度におけるそれぞれの業務につき、当該銀行（同項第二号に掲げる業務については当該銀行の役員を含む。）からの収入の額の合計額の総収入の額に占める割合が百分の五十を下回らないこととする。</p> <p>（銀行の従属業務を営む会社が銀行のために営む従属業務に関する基準）</p> <p>第十一条 法第五十二条の二十三第三項の場合において、銀行持株会社の子会社である銀行の営む業務のために従属業務を営む会社が、主として当該銀行持株会社の子会社である銀行の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準は、規則第三十四条の十六第三項第一号から第二十一号までに掲げる業務を営む会社について、各事業年度におけるそれぞれの業務につき、当該銀行持株会社の子</p>

会社である銀行（同項第二号に掲げる業務については当該銀行持株
会社の子会社である銀行の役員を含む。）からの収入の額の合計
額の総収入の額に占める割合が百分の五十を下回らないこととする
。

会社である銀行（同項第二号に掲げる業務については当該銀行持株
会社の子会社である銀行の役員を含む。）からの収入の額の合計
額の総収入の額に占める割合が百分の五十を下回らないこととする
。